平成30年第4回

2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会

議事日程

平成30年8月16日(木曜日)午後1時30分開会

日程第 1 開会

日程第 2 委員長挨拶

日程第 3 証人尋問 千葉工業大学 氏原 憲二 氏

日程第 4 議題 (1)証人の出頭について

(2) 提出を求める書類について

日程第 5 閉会

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席委員(6名)

委員長 瀧口義雄君 副委員長 貝塚嘉軼君

委員 石井芳清君 委員 滝口一浩君

委 員 大野吉弘君 委 員 北村昭彦君

議 長 大地達夫君

証 人 氏原憲二君

欠席議員 (なし)

事務局職員出席者

事務局長 吉野信次君 主 事 鶴岡弓子君

◎開会の宣告

○事務局長(吉野信次君) 事務局よりご報告及び連絡をさせていただきます。

本日の会議ですが、御宿町議会委員会条例第14条の定足数に達していることをご報告させていただきます。

それでは、委員長、議事の進行をお願いいたします。

○委員長(瀧口義雄君) みなさん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から第4回2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業 調査特別委員会を開会いたします。

◎委員長挨拶

○委員長(瀧口義雄君) 傍聴人に申し上げます。御宿町議会委員会条例第 17 条により傍聴の許可をしておりますが、傍聴に当たっては、傍聴規則により、静粛にお願いいたします。なお、携帯電話の類は、使用できませんので電源をお切りください。

報道関係者に申し上げます。

会場内の撮影につきましては、冒頭の証人の宣誓まで写真等の撮影のみ許可いたします。 また、報道関係者及び傍聴人に申し上げます。

会議中の写真、動画等の撮影、録音等は禁止いたします。

なお、議会だより編集のための、会場内の写真撮影も同様とします。

(午後1時30分)

◎証人尋問

○委員長(瀧口義雄君) 本日の日程は、100条調査権に基づく証人尋問でございます。

これより、本委員会に付託された調査事件について調査を行います。2018 日本・メキシ コ学生交流プログラム事業に関する事項について証人から証言を求めます。

本日、出頭を求めました証人は、学校法人千葉工業大学 氏原 憲二君です。 あらかじめ弁護士同席の申し立てがございました。これを許可してあります。 事務局、証人の着席を求めます。

(証人入出。着席。)

〇委員長(瀧口義雄君) 証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会に ご出席をいただきまして、ありがとうございます。調査のためにご協力をいただきますよう お願い申し上げます。 調査を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第 100 条の規定があり、また、これに基づき民事 訴訟に関する法令中の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これに より証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒 むことができることになっております。

すなわち、1、証言が、証人、証人と配偶者、四親等内の血族若しくは三親等内の姻族の 関係にあり若しくはあった者又は証人と後見人と被後見人の関係にある者が刑事訴追を受 け、若しくは有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、又は証言が、これらの者の 名誉を害すべき事項に関する場合。2、公務員又は公務員であった者を証人として職務上の 秘密について尋問する場合。3、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護 士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職に ある者又はこれらの職にあった者が職務上知りえた事実で黙秘すべきものについて尋問を 受ける場合。4、技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。

以上の場合は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その申し出をお願いします。

これら以外の場合には証言を拒むことはできません。

もしこれを正当な理由なく証言を拒んだときは、6箇月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合は宣誓をさせなければならないことになっております。 この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち証人、証人の配偶者、四頭身内の血族若しくは三親等内の姻族の関係にあり、若 しくはあった者、又は証人の後見人と被後見人の関係ある者に著しい利害関係がある事項 について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。

それ以外の場合には、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3箇月以上ほか5年以下の禁錮に処 せられることになっております。

以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

氏原憲二証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

〇証人(氏原憲二君) 宣誓書。

良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

平成30年8月16日、証人 氏原憲二。

○委員長(瀧口義雄君) 皆さんご着席ください。

証人は、宣誓書に記名、捺印をお願いいたします。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、 また、ご発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いをいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際には起立して発言を願います。

委員各位に申し上げます。

本日は2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業に関する重要な問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いいたします。

また、委員の発言につきましては、証人の人権に十分留意されるよう、特に私から要望いたします。

それでは尋問を始めます。

公的な職歴はありますか。

- **〇証人(氏原憲二君)** 御宿町役場に勤務した経験があります。
- ○委員長(瀧口義雄君) 最終職責は何ですか。
- ○証人(氏原憲二君) 総務課長でございました。
- ○委員長(瀧口義雄君) 千葉工業大学内部での職責を教えてください。
- ○証人(氏原憲二君) 監査室に勤務をしております。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** 2018 日本・メキシコ学生交流プログラム事業を、以下「本プログラム」と言います。

本プログラムの主催者はだれか知っていますか。

- **〇証人(氏原憲二君)** 御宿町であります。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** 平成30年3月20日御宿町2月定例議会で、本プログラムの予算が削除されたことは知っていますか。
- ○証人(氏原憲二君) 新聞報道で承知しております。
- ○委員長(瀧口義雄君) 本プログラムの決定過程についてお聞きします。

予算削除後の千葉工業大学と石田町長の本プログラムの打合せ回数を教えてください。

〇証人(氏原憲二君) 新聞報道で予算が見直しになったということを知りまして、理事長と町長が3度程協議をされたと認識しております。

- ○委員長(瀧口義雄君) いつから打合せが始まりましたか。
- **〇証人(氏原憲二君)** 3月の末からですね、4月の初旬。そして最後は5月の初旬だった と思います。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** 本プログラム実施について、石田町長から依頼したのか。千葉工業大学から本プログラムに支援をする話をしたのですか。
- **〇証人(氏原憲二君)** 石田町長であります。
- ○委員長(瀧口義雄君) 本プログラム実施支援がいつの時点で決定したかご存知ですか。
- ○証人(氏原憲二君) 5月11日ではないかと思っております。
- ○委員長(瀧口義雄君) どのような支援ですか。
- **〇証人(氏原憲二君)** 事業費全額を支援するという内容でございました。

また、マンパワーにつきましては、御宿町が対応できないと、御宿町職員が対応できないことについても支援するという内容でございましたが、6月定例議会におきまして、マンパワーについても町職員の対応ができないということがございましてからは、マンパワーを含めて支援するという内容になってございます。

- **〇委員長(瀧口義雄君)** 支援する上で千葉工業大学側から条件を提示しましたか。
- **○証人(氏原憲二君)** 特には無かったと思いますけれど、支援をすると決定した時点で、 かなり事業が進んでいるという状況でございまして、唐突な中止は国際問題に発展する可 能性があるという中で、支援をするという方針になったのだと思います。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** 特に千葉工大から条件を提示したことは無いということでよろしいですか。
- ○証人(氏原憲二君) その辺の詳細については、承知しておりません。
- **○委員長**(瀧口義雄君) 本プログラム学生募集の千葉工大のかかわりは協賛と記載されていますが、間違いありませんか。
- **○証人(氏原憲二君)** このプログラムにつきましては、2010 年6月6日に、御宿町と本学で包括連携協定を締結しておりまして、この一環の事業として初回から協賛という形で、かかわりを持たせていただいていると思います。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** 再度お聞きします。協賛という形でよろしいのですか。
- ○証人(氏原憲二君) 協賛ということで間違いはないと思います。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** 事務局長、地方自治法第 210 条、第 211 条、第 138 条の 2 を読み上げてください。
- ○事務局長(吉野信次君) 地方自治法第210条、一般会計年度における一切の収入及び支

出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

地方自治法 211 条、普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に議 会の議決を経なければならない。

地方自治法 138 条の 2、普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、 予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方 公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。 以上です。

- **○委員長(瀧口義雄君)** 証人は行政に長い間かかわっておりますので、お聞きしたいのですが、予算がない事業が実施されることはありましたか。
- **○証人(氏原憲二君)** あったのかも知れませんけれど、ちょっとその辺は定かではございません。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** 外務省の後援が無いことを知っていましたか。
- **〇証人(氏原憲二君)** 最初にお答えすればよかったのですが、私はプロジェクトチームということで、本学がこの・・・
- ○委員長(瀧口義雄君) 証人知っているか、知っていないかで結構です。
- ○証人(氏原憲二君) 私の立場を説明しないと、ご理解いただけないかなと。
- ○委員長(瀧口義雄君) 説明は結構です。

職業、職責を言っていただきましたので、それで結構です。

〇証人(氏原憲二君) 私の立場で申し上げます。

私はこのプロジェクトチームの一員ではありますけれども、担当部署でも、責任者でもございませんので、その辺はちょっと・・・

- ○委員長(瀧口義雄君) その担当部署の責任者はだれですか。
- **○証人(氏原憲二君)** このプロジェクトチームの所管課はですね、国際交流課になります。 また、学生との交流については、学生センターということではありますが、全学をあげて この事業については取り組むという状況であります。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** それで質問なのですが、外務省の後援が無いことを知っていましたか。
- **○証人(氏原憲二君)** これにつきましてはですね、本学は支援をしていますけれど、実際のその辺の事務は、御宿町がなされておりますので、あったのか、なかったのかということでは、直近になってですね、無かったのがわかりました。
- ○委員長(瀧口義雄君) 千葉県の後援が無いことは知っていましたか。

- ○証人(氏原憲二君) 外務省のお答えと一緒であります。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** そうではなくて、千葉県の後援が無いことは知っていましたか。
- **〇証人(氏原憲二君)** 千葉県の後援申請の所管、関与を本学はしておりませんので、わからなかったと言えます。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** 御宿町議会と町長との関係がどういう関係か知っていましたか。 相談するときは言ってください。どうぞ。
- **〇証人(氏原憲二君)** 質問の趣旨がちょっとわからないのですが、この交流プログラムについての話ですか。
- 〇委員長(瀧口義雄君) そうです。
- **○証人(氏原憲二君)** この交流プログラムについての審議状況については、議会だより等で情報は得ておりました。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** 情報を得ていたのはわかりましたけれども、どういう関係か知っていましたかという質問です。
- **○証人(氏原憲二君)** その情報を得ていたということでございますけれども、具体的にはですね、総論として、交流プログラムにつきましては、反対はなかったと認識をしております。
- ○委員長(瀧口義雄君) 町職員の関与もない事は知っていましたか。
- **〇証人(氏原憲二君)** 町職員の関与ができないというのがわかりましたのは、6月定例議会、その段階で一切町職員が対応できないということがわかった次第です。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** 法令を読み上げましたけれど、予算がない事業が実施できるという考えでありましたか。総計主義です。ご案内の通り。そういう中で実施できるという考えがありましたか。
- **〇証人(氏原憲二君)** あくまでも、これは御宿町の判断ということでございます。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** 証人の経験の中で、本プログラム実施が不可能である旨、石田町 長にお話しましたか。
- **〇証人(氏原憲二君)** そのような立場にございません。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** 瀬戸熊理事長には進言しなかったのですか。
- **○証人(氏原憲二君)** 同様でございます。そのような立場にございません。 これは本学の方針として決定しておりますので、そういうことであります。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** ようするに進言しなかったということでよろしいのですね。
- ○証人(氏原憲二君) 進言はしておりません。

- **○委員長(瀧口義雄君)** 本プログラムでの千葉工業大学の役割分担は何ですか。
- **〇証人(氏原憲二君)** わたしのことでありますか。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** いえ。本プログラムでの千葉工業大学の役割分担は何ですか。という質問です。
- 〇証人(氏原憲二君) 大学のですか。

大学の役割分担については、あくまでも協賛ということでございましたが、この 2018 プログラムからは、予算、事業費支出ですね、全額を本学が支出するという立場になっております。また、マンパワーについても途中から本学が支援するということでございます。

- **〇委員長(瀧口義雄君)** 千葉工業大学内部での役割分担を教えていただきたいと思います。 学生募集や選考はどこの課が担当しましたか。
- **○証人(氏原憲二君)** この交流プログラムにつきまして、学生募集また選考については、 情報としては担当者会議の中で得ておりましたけれども、直接関与はしておりません。
- ○委員長(瀧口義雄君) 日程の決定について。
- ○証人(氏原憲二君) もう少し詳細に、日程の意味ですね。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** 日程と言いますと、日程表、7月2日から帰国までの日程がございましたね。この日程にかかわりましたか、プログラム作成にかかわりましたか、という質問です。
- **○証人(氏原憲二君)** このプログラムの日程の編制に当たりましては、5月31日の産業観光課と本学のプロジェクトチームで担当者会議を実施しております。その時点で示された日程案、これがベースになってございます。

その時点で産業観光課の職員から説明がございましたのは、マンパワーについては、住民 と接点のある事業以外は対応できないということでございましたので、その関われない部 分については本学で支援しようと、役割分担等そこで決めたわけです。

先ほども申し上げました6月の定例議会でマンパワーについては一切対応ができないということでございましたので、その段階から本学でこの日程案については、調整を始めたというところでございます。

また、この日程の決定に当たりましては、案は本学が作成してございますけれども、内容 につきましては、主催者である御宿町長に確認をして、最終という状況でございます。

- **〇委員長(瀧口義雄君)** 5月31日。当役場の担当課と打合せをしたということですけれ ど、どなたとどこで打合せをしましたか。
- 〇証人(氏原憲二君) 産業観光課の職員2名だったと思いますが、本学の津田沼校舎1号

館で打合せをしております。

- **〇委員長(瀧口義雄君)** ようするに役場の職員がそちらに出向いて、協議したということでよろしいのですね。
- ○証人(氏原憲二君) そうであります。

最初は本学がそちらに行きましょうかということでございましたが、産業観光課の申入れで本学ということになりました。

- **〇委員長(瀧口義雄君)** 本プログラムのお世話はだれが担当しましたか。どこの課ですか。 マンパワーと言っていました。
- **○証人(氏原憲二君)** 先ほど申し上げました通り、全学をあげて、プロジェクトチームを作って、対応しております。延べ 100 名位ですね。このプログラムに関与しておると思います。
- ○委員長(瀧口義雄君) ようするにプロジェクトチームをつくったということですね。 宿泊所のお世話はだれがしましたか。どこの課ですか。
- **○証人(氏原憲二君)** 宿泊につきましても、ローテーションを組んでですね、職員がかわるがわる対応したという状況にございます。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** どこの課ということはないということですね。
- 〇証人(氏原憲二君) その通りです。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** 事業費の支払いについてお聞きします。 どのような処理をなさいましたか。どこの課が担当しましたか。
- **○証人(氏原憲二君)** 事業費につきましては、国際交流課の予算で対応しておりますので、 所管は国際交流課でございます。
- ○委員長(瀧口義雄君) 費用の支援について、詳しくお聞きします。
 費用の支援は本プログラムの事業費部分ですか。これは御宿町の事業費部分。
- **〇証人(氏原憲二君)** 請求をいただきました資料で、お示しをしておりますが、その予算 書の通りでございます。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** 事業費の支援についてお聞きします。支援事業費積算の説明を石田町長から受けましたか。
- **○証人(氏原憲二君)** 石田町長からは説明を受けておりませんけれども、5月31日の担当者会議で2017年度の予算書等を示されましたので、それをベースに積算をしております。この御宿町から示された予算書に、これまで本学が独自に支出をしていたその部分ですね、それと今回新たに発生する合財等加算して予算となってございます。

〇委員長(瀧口義雄君) 再度お聞きします。

事業費の支援の依頼はなかったのですね。石田町長から。

- 〇証人(氏原憲二君) 依頼はございました。
- ○委員長(瀧口義雄君) それで結構です。

依頼があったと、いつ、どこで、だれが、どのように説明されましたか。今聞きましたけれども、5月31日に役場の職員から依頼を受けたということでよろしいのですか。

○証人(氏原憲二君) ちょっと質問の趣旨がわかりませんで、訂正させていただきますが、 予算書の積算資料については、町長ではなく、担当部署から資料をいただいたということで あります。それで、この支援につきましては、石田町長が直接申し上げたと記憶しておりま す。

- ○委員長(瀧口義雄君) 石田町長の支援の依頼は、金額的なものはなかったのですか。
- **〇証人(氏原憲二君)** その段階では、金額の提示はございませんでした。
- ○委員長(瀧口義雄君) その段階とはいつですか。
- **○証人(氏原憲二君)** 私自体が全ての協議の場所におりませんので、申し上げられないと思います。
- ○委員長(瀧口義雄君) 今証人はその段階という言葉を言いましたので、聞いております。
- **○証人(氏原憲二君)** 私の記憶している範囲で申し上げますと、3回町長と理事長が協議をされておりますけれど、最終の会議、連休明けの会議と思います。
- ○委員長(瀧口義雄君) そこで支援事業費の話が出たという解釈でよろしいのですか。
- **○証人(氏原憲二君)** その支援を決定した段階ではですね、本学とすれば事業費全額を支援するということで、金額については伝わらなかったと理解しています。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** その金額の提示はいつ、だれからなされたのですか。どういう形で金額の提示がなされたのでしょうか。
- **〇証人(氏原憲二君)** 2014 年交流プログラムからこの事業には参画しておりますので、 おおよそこの事業での事業費・・・・
- **〇委員長(瀧口義雄君)** 聞いているのは、2018 本プログラムの事業費を支援いただける と、いうことで話が進んでいたというのは、今おっしゃったとおりなのですけれど、いつ、 どこで、いくら金額の提示があったのかと。
- ○証人(氏原憲二君) 金額の詳細の提示は無かったと記憶しております。
- ○委員長(瀧口義雄君) するに、御宿町町長としては、金額の提示が、2018 年度のプログラムに対しての、金額の提示がなかったということでよろしいのですね。

- **○証人(氏原憲二君)** そのように認識しております。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** 千葉工大から提出された書類があります。

資料1、本プログラム経費概算はご存知ですか。

- ○証人(氏原憲二君) 承知しております。
- ○委員長(瀧口義雄君) 資料1のうちどの部分が町の事業費ですか。
- **○証人(氏原憲二君)** 手元に資料がございませんので、確認してよろしいですか。
- 〇委員長(瀧口義雄君) 結構です。
- **〇証人(氏原憲二君)** 資料でご説明を申し上げます。

御宿町の事業費ということですが、御宿町に支援したと、プログラム事業費については、 まず上段から、研修センター経費、それから学生寮経費、歓迎レセプション、6行飛びまし てその他交通費、ホームステイ謝礼、文化活動謝礼、文化活動消耗品、報告書作成費、手伝 い学生人件費であります。

- ○委員長(瀧口義雄君) 御宿町の事業分はどの位になるのですか。
- ○証人(氏原憲二君) 216 万円という金額になると思います。
- ○委員長(瀧口義雄君) 支払いはどうやって処理したのですか。
- **〇証人(氏原憲二君)** 本学の経理規定に基づきまして、現金、口座振込み、この2種類になってございます。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** ここで 10 分間の休憩をいたします。 2 時 20 分まで休憩といたします。

(午後2時7分)

〇委員長(瀧口義雄君) 休憩前に引き続き証人に尋問を続けます。

(午後2時21分)

- **○委員長(瀧口義雄君)** 1点、先ほど答弁でございますけれど、今の証人の答弁でいきますと、169万円という形で、216万円にはちょっと届かないというのですけれど、どっか欠落しているのではないでしょうか。
- **〇証人(氏原憲二君)** ちょっと資料をみさせていただきます。 日本語講師派遣料、これが入ってございます。これが 56 万。
- **○委員長(瀧口義雄君)** 56 万を足すと、オーバーしてしまうのですけれど。答弁で言われた形と、56 万を足すと。
- ○証人(氏原憲二君) もう一度申し上げます。

逆に本学が支出している部分。これまで 2017 年度支出分と、今回新たに発生したバス代等を含めて申し上げます。学生寮の寝具レンタル代、これが 9 万円であります。ウェルカムパーティー代が 12 万円になります。フェアウェルパーティー、これが 9 万円。バーベキューが 9 万円。外出時昼食代が 10 万円。各種入場料、利用料が 20 万円。バス利用料 25 万円。終了証作成費 2 万円。その他 5 万円でございます。これを積上げますと 101 万になるかと思います。

○委員長(瀧口義雄君) 証人、着席して結構です。

提出された書類で、私の方から言うのもおかしいのですけれど、日本語講師派遣を足して、 学生寮寝具レンタルを引けば、そういう形になるのではないですか。そうすると証人が答え た216万になると。私が言うのも何ですけれど、そういう形で、証人の答弁の216万になる には、そういう計算しかないのですが。電卓を貸しましょうか。

○証人(氏原憲二君) 暗算でこれをトータルしますと、101万と。私が申し上げた金額を 足しますと 101万となります。それで残が 216万。ということになります。それで間違いな いと思います。

- ○委員長(瀧口義雄君) 寝具レンタル代も含んで。
- **〇証人(氏原憲二君)** 学生寮寝具レンタル代につきましては、今までも本学が支出しているというものでございます。
- **〇委員長(瀧口義雄君)** だからそれも足してあったのですよ。それを引けば、証人が答弁 した数。今町の事業分に入っていた、答弁の中で。それを引けばなる。でどうですかという。
- **○証人(氏原憲二君)** 御宿町の事業分というのは、2017 年度の話でありまして、実際に 2018 年度には予算がありませんので、2017 で説明をさせていただいております。私の説明 がちょっと一部悪かったのかもしれませんが、もう一度申し上げましょうか。
- ○委員長(瀧口義雄君) 着席してください。
- ○証人(氏原憲二君) 私の当初の説明で、学生寮経費としてまとめてしまいましたが、その中で学生寮寝具レンタル代というのが、これまで本学が負担をしていたものでございますので、2017年度予算等には、これはなかったものでございます。
- ○委員長(瀧口義雄君) わかりました。今の答弁をずっと聞いていますと、千葉工大から 出た経費概算というのは、2017 年度の概算を出したことになりますか。これ提出されたの は 2018 年になっているのですが。答弁しているのは 2017 年度で答弁していますけれど。 現実は 2018 年度の大学側から提出された書類は、概算ですけれどもそうなっております。 今の証人の答弁は2017 年度の、それは積算根拠かもしれないけれど、現実に出た概算は2018

年度になっているのですよ。その辺、食い違いがあります。

〇証人(氏原憲二君) 今申し上げたのは、2018 年度の経費概算でありますが、このベースが、委員長おっしゃるとおり、2017 年度をベースにしているということであります。

今回本学が負担をするものにつきましては、トータル 317 万ということで、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長(瀧口義雄君) 最後にします。

資料として7月25日に提出された、大学からの経費概算は、2018年度の概算ということでよろしいのですね。

○証人(氏原憲二君) その通りでございまして、本学が予算として負担する金額は317万という金額でございます。

〇委員長(瀧口義雄君) 石井委員から質問事項が提出されておりますので、質問を許可します。

〇委員(石井芳清君) 石井です。

委員長から許可がありましたので、質問をします。

本プログラムの日程は、だれが作成したものですか。

○証人(氏原憲二君) 本プログラムの日程につきましては、全体をまとめたのは国際交流 課でございます。それで御宿町の文化体験につきましては、石田町長が調整をしていただい て、それで掲示をされたものでございます。それ以外の本学の寮に入ってからのプログラム 等については、本学の国際交流課の方で調整をしているというところであります。全て、先 ほども申し上げました様に、その案につきましては、主催である石田町長に確認をしていた だいて、最終案としたところでございます。

〇委員(石井芳清君) 了解いたしました。

そうしますと今証人がお答えいただいたのは、大学側で作成をして、町長に確認をとった ということでよろしいでしょうか。

- ○証人(氏原憲二君) その通りであります。
- **〇委員(石井芳清君)** わかりました。

本プログラムの日本語講師の交渉、依頼は千葉工大が行ったのですか。お聞きします。

- **○証人(氏原憲二君)** 日本語講師の派遣につきましてはですね、昨年と同様に本学で調整をさせていただいたというものでございます。
- **〇委員(石井芳清君)** わかりました。

それは課と申しましょうか。担当と申しましょうか。どなたが行ったのですか。

○証人(氏原憲二君) これにつきましては、詳しいことはちょっと承知しておりませんけれども、所管は国際交流課ということでございます。

〇委員(石井芳清君) わかりました。

次に、講師への支払いは、だれの名義でだれが支払ったのですか。

- **○証人(氏原憲二君)** 今回につきましては、全て本学が負担をするというところでございますので、千葉工業大学宛の請求で、支払いをしたという認識をしております。
- **〇委員(石井芳清君)** わかりました。そうしますと領収書はだれ宛でしたか。
- **○証人(氏原憲二君)** これにつきましてはですね、まだ支払いは本学の経理規定に基づきますと、口座振替の場合は 15 日締めの 30 日払いとなっておりますので、支払いがされているかどうかというのは、ちょっと確認をしておりません。
- 〇委員(石井芳清君) わかりました。

現在、領収書は無いということでよろしいでしょうか。

- **〇証人(氏原憲二君)** いずれにしましても、本学宛の領収書となると思います。
- **〇委員(石井芳清君)** わかりました。次に移ります。

本プログラムの日本文化体験講師の交渉は千葉工大が行ったのですか。

- **○証人(氏原憲二君)** 先ほども申し上げました通り、御宿町内での文化体験につきましては、石田町長が調整をしてございます。それで場所を移動しまして学生寮での文化体験等につきましては、国際交流課が所管となって調整をしてございます。
- **〇委員(石井芳清君)** わかりました。

次に、講師への支払いは、だれの名義でだれが支払ったのですか。

- **〇証人(氏原憲二君)** これも同様に、千葉工業大学で支払いをしたということでございますので、請求、領収という形は千葉工業大学ということであります。
- **〇委員(石井芳清君)** 領収書も千葉工業大学ということでわかりました。 次に、本プログラム日程の実施責任者はだれですか。
- ○証人(氏原憲二君) 所管は国際交流課になろうかと思われます。
- **〇委員(石井芳清君)** わかりました。

次に、本プログラムの日程の中で、石田町長が出席したものを教えていただけますか。

○証人(氏原憲二君) まず、石田町長が参加されましたのは、文化体験ということですか。 7月の3日ですね、史実を探る田尻海岸、メキシコ記念塔とございますけれども、町長の方から直接、御宿町とメキシコの史実について、講話をいただいております。後7月の7日。 数寄屋造り、日本庭園の見学でありますけれども、参加をされたというのは記憶をしており ます。

後ですね、私全てこれを帯同してございませんでしたので、随行しておりませんでしたので、町長が出ていたかどうかについては、後のプログラムについては、承知してございません。

〇委員(石井芳清君) わかりました。

次に、本プログラム日程中、参加学生のお世話をしたのはだれですか。

○証人(氏原憲二君) このプログラムにつきましては、冒頭申し上げました通り、プロジェクトチームで実施をしております。日を追って担当者を決めて、それで対応しておりますので、延べ100名近くですね、職員はかかわりを持っております。

〇委員(石井芳清君) わかりました。次に移ります。

ホームステイ先はだれが募集したのですか。

○証人(氏原憲二君) ホームステイにつきましてはですね、私が支援をいたしました。また、石田町長が直接依頼したこともあると思います。

○委員(石井芳清君) 証人と町長ということでよろしいでしょうか。

○証人(氏原憲二君) それでよろしいかと思います。

〇委員(石井芳清君) わかりました。

次に、ホストファミリー候補者何人に声をかけたのですか。

○証人(氏原憲二君) 正確なところ、記憶は定かではありませんけれども、延べ 15 名は 声をかけていると思います。

〇委員(石井芳清君) 15 名と。

次に、ホストファミリー候補者の名簿はだれが管理されているのですか。

〇証人(氏原憲二君) ホストファミリー、これはあの、2018 のホストファミリーということでよろしいですか。

○委員(石井芳清君) 15名の名簿と申しましょうか。

○証人(氏原憲二君) これは情報を石田町長の方から頂戴を、提供していただいております。

これにつきましてはですね、石田町長の思いとしましては、これまで協力をいただいておるホストファミリーの方々、その意志をやっぱり無視してはならない。毎年楽しみにされているというようなことで、優先的にこれまでご協力をいただいている方、その情報については、石田町長の情報から依頼をかけることでございます。

〇委員(石井芳清君) 石田町長から情報は提供いただいたということでよろしいわけです

ね。

それで、ホストファミリーへの連絡はだれがしたのですか。

○証人(氏原憲二君) 私、また町長、町長の関係者も、もしかすると連絡をしている可能性はございます。

全てその場に居合わせたわけではありませんので、詳細は存じておりません。

○委員(石井芳清君) はい。わかりました。次に移ります。

7月2日に千葉工業大学御宿研修センターで学生の歓迎レセプションが行われたと思いますが、招待状が出されているのをご存知ですか。

- ○証人(氏原憲二君) 承知しております。
- **○委員(石井芳清君)** この招待者名簿は、どなたが作成されたのですか。
- **○証人(氏原憲二君)** 大学側で作成をして、町長に確認をしていただいておるのですが、 ほぼ昨年と同様と思っております。違うのは文化体験の講師、これが違っているのかなとい うことであります。町長の方から指示があって、この方この方と指示がございました。
- **〇委員(石井芳清君)** 町長から指示があったと確認いたしました。わかりました。それから招待状については大学側で作成したということでよろしいのですか。
- **○証人(氏原憲二君)** 招待状につきましては案を本学が作成をして、その案を確認していただいて、プリントアウトは全て大学で行いました。郵送等につきましては、石田町長の方から直接出されたということであります。
- **○委員(石井芳清君)** そうしましたら、これが当時出されたものですが、切手を貼ってあります。

切手代はどなたが支出されたのですか。

- **○証人(氏原憲二君)** 切手代につきましてはですね、町長に一時立替をしていただきまして、この事業が終わった後、確か領収書2枚を持ってこられまして、現金でお支払いをしてございます。
- ○委員(石井芳清君) 確認をしますけれど、町長が支払って、立て替え払いをして、大学側が支払ったと。それで2枚の領収書を、結果的には大学側が受け取ったということで理解してよろしいわけですか。
- **〇証人(氏原憲二君)** その通りであります。もう精算が済んでございます。
- **〇委員(石井芳清君)** わかりました。次に移ります。

7月30日のメキシコ大使館での発表会についてお聞きします。

メキシコ大使館から千葉工業大学に場所が変更になったのは、どなたから聞きましたか。

この情報を。

- ○証人(氏原憲二君) 石田町長からそのような連絡をいただきました。
- ○委員(石井芳清君) それはいつごろでしょうか。
- ○委員長(瀧口義雄君) 日程表を見て結構です。
- **○証人(氏原憲二君)** 記憶が定かでございませんけれど、7月の中旬ではないかなと記憶しております。
- **〇委員(石井芳清君)** その変更理由についてはご存知ですか。町長から日程変更を受けた と。その理由については、お聞かせいただいてよろしいでしょうか。
- **○証人(氏原憲二君)** 詳細については、わかっておりません。大使館側の都合で使用できなくなったと。ということだったと思います。
- ○委員(石井芳清君) はい、わかりました。

次に、その7月30日に千葉工業大学津田沼校舎で学生の成果発表会が行われたと思います。

招待状が出されているのをご存知ですか。

- ○証人(氏原憲二君) 承知しております。
- ○委員(石井芳清君) この招待者名簿は、どなたが作成したのですか。
- **〇証人(氏原憲二君)** 本学で作成をしてございます。
- **〇委員(石井芳清君)** そうしましたらこのラベルも当然大学側が作成したということで、 ラベル打ちの関係ですが。
- ○証人(氏原憲二君) その通りでございます。
- ○委員(石井芳清君) こちらも郵送になってございます。

この切手代はどなたが支出したのですか。

- **○証人(氏原憲二君)** 先ほど申し上げたとおりで、全てこの事業が終わった時点で、まとめて郵送料金について、支払いについては町長にしたところでございます。
- **○委員(石井芳清君)** 繰り返しなのですけれど、同じことなのですけれど、きちんと発言を。
- **〇証人(氏原憲二君)** はい。この町長が立て替えをし、本学が支払いをしてございます。
- **〇委員(石井芳清君)** はい、わかりました。

それと、繰り返しますけれど、その領収書の名前については、答えていただけますか。

〇証人(氏原憲二君) レシートでいただいております。レシートですね。領収書をレシートでいただいておりまして、宛名は空欄でいただきました。私のほうで千葉工業大学という

ことで、担当部署に回してございます。

- **〇委員(石井芳清君)** そうすると、千葉工業大学でお支払いしたということで、よろしいですね。
- **○証人(氏原憲二君)** その通りであります。立替は切手代ということで、町長にしていただきましたけれども、最終的な支払いはですね、本学で支払いをしているということであります。
- **〇委員(石井芳清君)** 委員長、私からは以上です。
- ○委員長(瀧口義雄君) 以上で、証人に対する尋問は終了いたします。

証人にはおつかれさまでございました。大変長い間ありがとうございました。どうぞご退席ください。

(午後2時50分)

◎議題について

○委員長(瀧口義雄君) 次に、議題(1)、証人の出席要求について、議題といたします。 8月7日に証人尋問を行いました石田町長につきまして、尋問が終わっておりませんので、8月21日に証人として出席を求めたいと思います。

意見、質問はありますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○委員長(瀧口義雄君) 質疑なしと認めます。

議題(1)について、採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○委員長(瀧口義雄君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議題(1)に賛成の方は挙手願います。

全員の賛成です。よって、議題1は別添のとおり決定いたします。

次に、議題(2) 記録提出を求める書類について、議題といたします。

記録提出を求める書類につきましては別添のとおりでございます。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

- ○委員長(瀧口義雄君) 事務局長どうぞ。
- ○事務局長(吉野信次君) 一部内容が訂正になっておりますので、読み上げさせていただ

きます。

御宿町長、石田義廣町長に提出を求める記録といたしまして、1、2018 日本メキシコ学生交流プログラム事業決算書、詳細出納簿、領収書類、日本国内分、メキシコ国内分。2といたしまして、業務委託契約に係る交渉記録、契約前。2件記録を求める書類として提出させていただきたいと思います。

以上です。

〇委員長(瀧口義雄君) 議題(2)について、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○委員長(瀧口義雄君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議題(2)に賛成の方は挙手願います。

全員の賛成です。議題(2)は決定いたしました。

(午後2時53分)

◎閉会の宣告

○委員長(瀧口義雄君) 本日出頭を求めた証人に対する尋問及び議題は終了いたしました。 次回委員会は、2月20日月曜日、午前11時から尋問を行います。

この際何かご発言ありますか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○委員長(瀧口義雄君) なしと認めます。

本日の委員会を閉じます。ありがとうございました。

(午後2時54分)

御宿町委員会条例第27条の規定により、記名、押印する。

平成30年9月5日

2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会

委員長 瀧口義雄